

実務展望

# てんぼろ

一般社団法人 東京都溶接協会  
 公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会  
 株式会社 三浦事務所  
 発行所・東京都江東区大島三丁目1番11号  
 産学協同センター  
 電話 03-3685-5700 (代表)  
 編集発行人 三浦 繁夫 © 2011  
 毎月1回1日発行 定価 100円・〒共

## 冬支度……飯山線ラッセル車訓練運転

編集部撮影



日本有数の豪雪地帯を走る飯山線では、本格的な降雪シーズンを前にラッセル車が訓練運転を行う。実際の除雪作業は、列車の運行のない深夜から早朝にかけて行われるため、殆ど人目につくことが無い。夜闇と吹雪で視界の効かない条件下での除雪は、常に危険がつきまとう。

(カラー版は <http://www.miura21.co.jp> でご覧いただけます)

### ボイラー溶接士学科試験受験準備講習会

各地区安全衛生技術センターでは、普通・特別ボイラー溶接士学科試験を平成24年2月3日に実施いたします。当協会では下記の要領により資格取得のための受験準備講習会を開催いたします。(案内書及び申込書をご希望の場合はご請求ください。)

日時：平成24年1月12日(木)～13日(金)

会場：産学協同センター 4階講堂

※都営地下鉄=新宿線「西大島駅」A3番出口1分

受講料：42,000円(会員は36,000円)

テキスト代・問題集を含む

一般社団法人 東京都溶接協会

〒136-0072 東京都江東区大島 3-1-11 産学協同センター内

電話 03-3685-5448 FAX 03-3682-4902

URL : <http://www.jwes-1st.jp>

### 「天井クレーン定期自主検査者安全教育」

#### — 開催のご案内 —

開催日：平成24年1月30日(月)

会場：ボイラ・クレーン安全協会 5階講習会場

受講料：8,300円、テキスト代 2,500円

※お問い合わせ、資料の請求は下記へどうぞ

公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会

東京事務所 教育部

〒136-0071 江東区亀戸1-28-6 タニビル5階

電話：03-3685-5222

FAX：03-3685-5746

URL <http://www.bcsa.or.jp>

# 性能検査ご案内

公益社団法人 **ボイラ・クレーン安全協会**

お問合せ・お申込みにつきましては下記 URL へ  
(全国18事務所を掲載)

URL <http://www.bcsa.or.jp>

## 登録性能検査機関

労働安全衛生法に基づく法定の性能検査を実施するため、厚生労働大臣の登録を受けて、適正な検査を実施しています。

●お客様のボイラ、クレーンなどの性能検査について、私たちはお客様の地元に着した検査機関として、様々なニーズに応じた、きめ細かい良質なサービスを提供します。

《地元に着した検査機関だからこそできるきめ細かなサービス》

- お客様のご要望に応じた性能検査の年間受検計画の作成と検査の実施
- 早期検査、休日検査への柔軟な対応
- 検査日程変更、検査希望日への弾力的な対応
- 検査料金支払い方法の事前相談
- 技術や法令などの様々な相談への丁寧で迅速な対応

● ボイラー等とクレーン等の両方の性能検査ができるのが国唯一の検査機関です。

● すべての事務所で同一検査日に同時にボイラー等とクレーン等の両方の検査が可能

● 同一検査日での多数の検査の場合は複数の検査員による対応

● 受検時の稼働停止時間の短縮への配慮



● 豊富な経験と科学的な目により、お客様の安全を守ります。

● 延べ210万基にのぼる

検査実績から蓄積されたノウハウ  
● 今日の検査技術に対応した適正な検査  
● 経験を踏まえた五感検査と検査機器による科学的検査  
● 検査中の安全確保のため、検査員が安全行動を率先、公正な検査とその結果の丁寧な説明



● 労働安全専門機関として労働安全衛生法に基づき諸規制についての確かな助言・支援を行います。

● 登録教習機関としてボイラーやクレーンなどの技能講習も行っています。

● 労働災害防止関係団体の一員として、災害ゼロを願い活動しています。

## 性能検査

労働安全衛生法に基づき



検査証の交付を受けたボイラー、クレーン等の検査証には有効期間が記載されており、この有効期間が切れますとその機械等は使用することができなくなりま。このため、有効期間が満了する前に、有効期間を更新するための性能検査を受ける必要があります。

この検査を実施できるのが厚生労働大臣の登録を受けた登録性能検査機関になります。



## 検査員

全国十八事務所配置する約百二十名の法定資格を有する検査員がお伺いします。

## 平成23年度 全国検査・検定員 研修会議

宮城県にて開催

公益社団法人  
ボイラ・クレーン安全協会



研修会風景

今年度の全国検査・検定員研修会議は、「東日本大震災」の復興支援も兼ねて、宮城県宮城郡松島町「ホテル大観荘」で第一回十一月十七日(十八日)と第二回十一月二十四日(二十五日)の2回に分けて、開催しました。  
厳正な性能検査の実施について、事例発表・外部講師による研修など、密度の濃い研修ができ、検査員の技術向上が図られました。

## 全国大会の 開催について

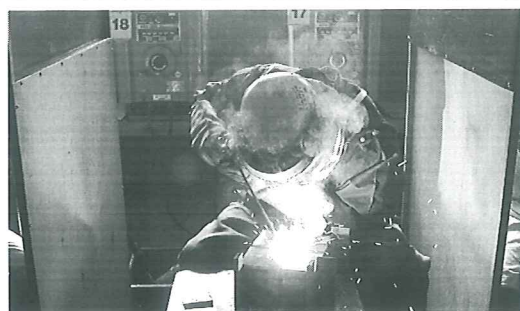
平成二十三年度  
第49回  
ボイラー溶接士溶接技能競技

公益社団法人  
ボイラ・クレーン安全協会

厚生労働省後援・日刊工業新聞社協賛の技能競技全国大会は、左記のとおりとなりましたのでお知らせいたします。

- 開催期日  
平成二十四年一月二十日(金)
- 開催場所  
産学協同センター  
〒136-0072 江東区大島三十一

● 申込締切日  
平成二十三年十二月九日(金)  
※なお、大会の申込みと参加資料の請求は左記まで。



公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会 教育部  
〒136-0071 江東区亀戸6-41-20 機缶健保会館  
TEL 03-3685-2141 FAX 03-3685-2189  
E-mail honbu.kyouikubu@bcsa.or.jp

## ＜雇用契約書・労働条件通知書の作成＞

労働者の雇入れや、定年後の再雇用等に伴う条件変更時には、労働契約書や労働条件通知書の作成が必要になります。トラブル回避の意味でも、労働条件の詳細を労使で確認する必要があります。

### (1) 労働契約書・労働条件通知書

労働契約書と労働条件通知書には法定の事項を記入します。法定の事項は、絶対的明示事項と相対的明示事項とに分類されています。

絶対的明示事項には①契約の期間②従事すべき業務③始業就業時間・時間外労働の有無・休憩時間・休日・休暇就業時転換④賃金の決定、計算、支払い時期及び方法があります。相対的明示事項で代表的なものには、①賞与②退職金③労働者に負担させる食費、作業用品④安全衛生⑤職業訓練⑥災害補償⑦表彰及び制裁⑧休職等があります。

なお、絶対的明示事項は書面交付の義務(昇給に関する事項を除く)がありますが、相対的明示事項は通知をするだけで良く、文書での明示を要しません。ただし、平成20年の4月から施行された改正パートタイム労働法(略称)により、パートタイム労働者については、賞与、退職金、昇給の有無については文書で明示することが義務付けられています。

労働条件通知書は労働契約の補完的なもので、労働契約書に記載しきれなかった事項や、より詳細な労働条件について記載します。ただし、就業規則の写しを交付する場合は、交付しなくてもよいこととなっています。なお、就業規則には「周知義務」があります。労働基準監督署への提出が済んでいても、周知されていない就業規則は無効とされる場合があります。周知の方法は労働者への個別交付が望ましいですが、周知義務の要件は「自由に閲覧できること」とされており、労働者が自由に閲覧できる場所および状態で保管することを要します。web上で自由に閲覧できる状態にしておくことも周知義務が成立すると解されています。

### (2) 有期雇用

雇用契約に期間を定める場合、その上限は原則として3年が限度になります。ただし、建設工事などで一定の事業の完了に必要な期間を定めた場合や、高度な専門知識を要する開発業務、満60歳以上の労働者との契約に関しては、上限が5年となっています。

なお、契約期間の満了前に解約する場合は双方の合意が必要となります。事業主の一方的な意思による中途解約では残余期間についての賃金補償を求められますし、労働者側からの申出があれば、原則として満了までの労務提供義務が免れ

ないこととなります(ただし、中途解約について損害金・違約金を定めて徴収することは不可)。

ただし、1年を超える契約を締結した場合で、契約開始時から1年を経過した日以後に労働者から申し出た解約は、いつでも可能になります(労基法附則137条)。なお、就業規則に1年未満の期間であっても退職を認める旨の定めがある場合はこれに従います。

### (3) 雇い止め

「有期労働契約の締結・更新及び雇い止めに関する基準」に配慮する必要があります。基準には、契約書に次の事項を明記しなければなりません。

#### ① 更新の有無について

契約を更新する可能性があるか否か、また、満了時の諸条件に左右されることもあるのかについての明記。

#### ② 更新がある場合の判断基準

諸条件により契約を更新する可能性がある場合は、具体的に記載する。従事する業務の進捗状況、当人の能力・就労状況、会社の経営状態、等の判断基準を明記する。

#### ③ 雇い止めの予告

契約を3回以上更新している場合、または雇用期間が1年以上に及ぶ場合で、契約を更新しないときは、契約満了日の30日前までに、雇い止めの予告を要します(予め契約の更新をしない旨の記載のある契約については不要)。履行しない場合は、解雇と同様な取扱いをうけることになります。

#### (4) 試用期間について

試用期間についての詳細を規定している法律はありません。試用期間は正規雇用への移行を前提としたもので、期間の定めのない契約に比して解雇認定が受けやすい期間と解釈されています。期間の長さについても具体的な基準はないため、就業規則上で定めることとなります。就業規則の作成には事業主に一定の裁量権がありますが、公序良俗に反するような期間設定は認められません。判例によると、1年を超える期間や、正規雇用への移行にさらなる段階を設ける等、事実上の試用期間を反復更新するようなものは無効とされています。

使用契約と称して、試用期間を有期雇用とする手法を用いる会社も見受けられます。正規雇用に移行しない場合に、期間満了を理由とする雇用関係の解消を目的とするわけですが、あくまでも正規雇用への移行を前提としている限りは無効となります(判例による)。

なお、試用期間中であっても、社会保険・雇用保険の適用も免れません。雇入れた日から加入義務があります。

## ～会員企業様にお勤めの皆様へのお知らせ～

アフラックがん保険に個人で既にご加入の方へ……団体加入に切り替えるだけで、月々の保険料が軽減されます。東部労働福祉協会では、会員様を対象とした福利厚生事業で保険の団体加入を行っております。会員企業様にお勧めで、個別にアフラックがん保険にご加入の方が、当協会の団体加入へと切り替えて頂くだけで、月々の保険料が軽減されます。

<参考例> 六十歳男性〔個別保険料 10,850円(月額)〕-〔団体保険料 10,375円(月額)〕=475円×12月=5,700円オトク

<手続きは簡単> ご加入の保険証券をご用意ください。手続きはアフラック代理店で行います。

※月々の保険料を窓口振替にてお支払い頂いている契約が対象となります。

※加入者様の退職、及び会社様の協会退会の際は個別保険料に戻ります。

お問い合わせ先：東部労働福祉協会 03-3685-5702 (三浦事務所内)

※ 上段は学科 下段は実技

### 講習予定表

公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会  
URL: <http://www.bcsa.or.jp>

講習名	事務所	12月			1月			2月		
		7	8	17	16	17	9	10	19	
玉掛け技能講習	東京	7	8	17	16	17	9	10	19	
				29						
	千葉			12	13					
				15						
	埼玉	6	7	25	26	22	23			
				28			25			
	神奈川	1	2							
			4							
茨城	1	2								
			4							
栃木	7	8	11	12	1	2				
			9	13		3				
甲信	1	2	12	13	9	10				
			4	15		12				
小型移動式クレーン運転技能講習	東京			25	26					
				28						
	千葉									
	埼玉									
	神奈川									
	茨城					2	3			
						5				
栃木					23	24				
					26					
甲信	15	16			23	24				
					26					
フォークリフト運転技能講習	東京			10	11					
				15	21	22				
	千葉	1	2							
				5	11	12				
	埼玉									
				11	12					
	神奈川									
			14	21	22					
茨城										
			20							
			22							
栃木	2	13	20	24	10	14				
	3	4	10	14	15	16	11	12		
甲信			21	22	28	25	26	27		
床上操作式クレーン運転技能講習	東京			18	19					
				22	29					
	千葉	14	15					8	9	
								12		
	埼玉	14	15					1	2	
								4		
	神奈川					25	26			
					29					
茨城					26	27				
					29					
栃木	20	21	17	18						
					19					
甲信			26	27						
					29					

★他の講習も実施しています。詳細については、各事務所にお問合わせください。

ボイラ・クレーン安全協会 〒136-0071	江東区亀戸6-41-20 機缶健保会館2階	TEL 03-3685-2141 FAX 03-3685-2189	神奈川事務所 〒231-0007	横浜市中区弁天通4-59 横浜弁天通第一生命ビル3階	TEL 045-662-2860 FAX 045-662-8768
東京事務所 〒136-0071	江東区亀戸1-28-6 タニビル5階	TEL 03-3685-5222 FAX 03-3685-5746	茨城事務所 〒300-0875	土浦市中荒川沖町2-6 ツインビル3階	TEL 029-843-0740 FAX 029-841-1968
千葉事務所 〒260-0028	千葉市中央区新町18-10 千葉第一生命ビル2階	TEL 043-247-5532 FAX 043-247-5576	栃木事務所 〒322-0016	鹿沼市流通センター46番地	TEL 0289-72-1717 FAX 0289-76-6090
埼玉事務所 〒330-0801	さいたま市大宮区土手町1-2 JA共済埼玉ビル6階	TEL 048-643-1543 FAX 048-643-1524	甲信事務所 〒400-0212	山梨県南アルプス市 下今諏訪610番9	TEL 055-287-9511 FAX 055-287-9512

**アーク溶接作業従事者特別教育**

一、日時・会場

二、受講料 七、〇〇〇円  
一般 九、〇〇〇円

テキスト代 六〇〇円

**ガス溶接技能講習**

一、日時・会場

学科 二月七日(火)午前九時~午後七時、江東区大島三十一、産学協同センター

実技 二月八日(水)午前九時~午後三時、会場は学科講習会場と同じ。

二、受講料 七、〇〇〇円  
一般 九、〇〇〇円

**JIS溶接評価試験**

日時・会場

二月四日(土)  
東京都溶接協会

二月五日(日)  
東京都溶接協会

二月二十五日(土)  
城東職業能力開発センター

二月二十六日(日)  
多摩職業能力開発センター

**＜申込先＞**

一般社団法人 東京都溶接協会

東京都江東区大島 3-1-11  
産学協同センター内

TEL 03-3685-5448  
FAX 03-3682-4902

**グライントラ特別教育**

一、日時・会場

十二月十三日(火)午前九時~午後五時、江東区大島三十一、産学協同センター

二、受講料 七、〇〇〇円  
一般 九、〇〇〇円

学科 十二月十四日(水)午前九時~午後五時、十五日(木)午前九時~正午、江東区大島三十一、産学協同センター

実技 十二月十五日(木)午後一時~午後五時、十六日(金)午前九時~午後五時、会場は学科講習会場と同じ。

※行事・祭は変更になる場合があります。事前に関係諸団体に確認下さい。

31日 除夜の鐘

28日 年越し

25日 大はらい

24日 納めの地藏

23日 納めの地蔵

22日 納めの不動

21日 納めの不動

18日 納めの不動

17日 納めの不動

15日 納めの不動

14日 納めの不動

10日 納めの不動

9日 納めの不動

8日 納めの不動

7日 納めの不動

5日 納めの不動

4日 納めの不動

3日 納めの不動

1日 納めの不動

**十二月(師走)**

1日 映画の日

2日 鉄の記念日

3日 歳末助け合い運動

4日 障害者週間

5日 納めの水天宮

6日 納めの水天宮

7日 納めの水天宮

8日 納めの水天宮

9日 納めの水天宮

10日 納めの水天宮

11日 納めの水天宮

12日 納めの水天宮

13日 納めの水天宮

14日 納めの水天宮

15日 納めの水天宮

16日 納めの水天宮

17日 納めの水天宮

18日 納めの水天宮

19日 納めの水天宮

20日 納めの水天宮

21日 納めの水天宮

22日 納めの水天宮

23日 納めの水天宮

24日 納めの水天宮

25日 納めの水天宮

26日 納めの水天宮

27日 納めの水天宮

28日 納めの水天宮

29日 納めの水天宮

30日 納めの水天宮

31日 納めの水天宮